

第4章第1節 5. スポーツ・文化芸術活動の推進

／文部科学省

TOPICS

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律及び基本的な計画について

2018年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成30年法律第47号）が公布、施行された。

本法は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、「文化芸術基本法」（平成13年法律第148号）及び「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とするものである。

本法に基づき、2019年3月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」を策定、公表した。

計画は、法律に定める3つの基本理念を基本的な視点とし、2019年度～2022年度までを対象期間として、11項目の具体的な施策の方向性を記載したものである。計画に基づき、鑑賞や創造、発表の機会の拡大や、作品等の評価を向上する取組など、障害のある人による文化芸術活動の充実に向けた各種取組を実施しており、文化庁では2019年度から「障害者等による文化芸術活動推進事業」を実施し、鑑賞・創造・発表等について先導的・試行的な取組を支援している。

また、法律では地方公共団体による計画の策定が努力義務とされ、順次策定が進められているところであり、地方における計画策定及び取組の推進についても併せて支援している。

こうした計画に基づく取組の進捗状況等を踏まえ、2022年度中に計画を改定する予定としている。

「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」の概要

本計画の位置付け

- ・ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）」（以下「障害者文化芸術推進法」という。）第7条に基づき、障害者基本法及び文化芸術基本法の理念や方針を踏まえ策定
- ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとする

障害者による文化芸術活動推進に当たつての意義と課題

障害者による文化芸術活動の推進は、現在生じている文化芸術活動への参加や創造における物理的・心理的障壁を取り除き、誰もが多様な選択技を持ち得る社会を構築するためのものであり、文化芸術活動全般の推進や向上に貢献し、我が国に新しい価値の提案をもたらすと同時に、共生社会の実現に寄与する

基本的な方針

○ 障害者文化芸術推進法の定める3つの基本理念を基本的な視点とし、具体的な施策に取り組む

視点1） 障害者による文化芸術活動の幅広い促進
芸術家を目指す人から日常の楽しみとして行う人まで、いかなる障害者でも、地域の様々な場で幼少期から生涯にわたり、多様な文化芸術活動に全国津々浦々で参加できることが重要

視点2） 障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化
新たな価値観や文化創造に寄与する作品・活動も多く生まれており、文化芸術が有する多様な価値を幅広く考慮し、その評価のあり方を固定せずに議論を続けていくことが重要

視点3） 地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現
地域の様々な領域で、多様な主体が円滑に活動できる環境や関係者の連携体制を整備し、地域に新たな活力を生み出し、障害への理解を深め、誰もがお互いを尊重し合う豊かな地域社会を構築することが重要

施策の方向性

○ 障害者基本計画及び文化芸術推進基本計画の計画期間を踏まえ、2019～2022年度を対象期間とする

<p>(1) 鑑賞の機会の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害特性に応じた利用しやすい環境整備の推進 ・ 適切な対応ができる人材の育成 ・ 地域における鑑賞機会の創出 等 <p>(2) 創造の機会の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 創造活動の場の創出・確保 ・ 多様な創造活動の場における環境・内容の充実 ・ 創造活動の場と障害者をつなぐ人材の育成 等 <p>(3) 作品等の発表の機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発表の場の創出・充実 ・ 海外への発信 等 <p>(4) 芸術上価値が高い作品等の評価等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作品や活動等の情報収集・発信と環境整備 ・ 作品や活動に対する保存等の取組 等 	<p>(5) 権利保護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作品等に関わる様々な権利の普及啓発 ・ 自らの意思表示に困難を伴う障害者への配慮 ・ 研修、相談などの環境整備 等 <p>(6) 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等における環境整備や販路開拓の促進 ・ 地域における相談支援体制の促進 等 <p>(7) 文化芸術活動を通じた交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域、国内外など幅広い交流の促進 ・ 文化、福祉、教育等の各分野の連携・交流 等 <p>(8) 相談体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における相談や支援体制の全国的な整備 等 	<p>(9) 人材の育成等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者による文化活動を理解し支援等を行うための人材の育成・教育 等 <p>(10) 情報の収集等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者による文化芸術活動の調査研究 ・ 国内外における情報収集・発信の促進 等 <p>(11) 関係者の連携協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な地域におけるネットワークの整備 ・ 各地域を結んだ広域的な連携の推進 等
--	---	--

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
参考資料